

「平成25年度第5回 豊橋市地域公共交通活性化推進協議会」議事録

- 日 時 平成26年3月27日（木） 13時30分～15時
- 場 所 豊橋市役所 東128会議室
- 出席委員 別紙「出席者名簿」参照
- 傍聴人 なし
- 事務局 4名

〔会議資料〕

◆次第

◆出席者名簿

【資料1】平成26年度事業計画（案）および収入支出予算（案）について

【資料2】平成26年度豊橋市生活交通改善事業計画（情報提供案内板整備事業）（案）

【資料2 参考資料】豊橋駅ペDESTリアンデッキ及びバスセンター バス総合案内システム整備事業（案）

【資料3】平成26年度豊橋市生活交通改善事業計画（ノンステップバス導入事業）（案）

【資料3 参考資料】平成26年度バリアフリー化設備等整備事業の概要

【資料4】平成25年度 東山バス運営協議会 活動報告

【資料5】「地域生活」バス・タクシー実施要綱の改正について

議 事

1. 開会

- ・ 本日の議事録署名者として2人の委員が指名された。
- ・ 今回の議事の内容あるいは進行過程の中で、非公開事項に関するところがあるかどうかの確認がされた。（非公開事項に関する事項はなし）

2. 協議事項

(1) 平成 26 年度事業計画（案）および収入支出予算（案）について

- ・ 事務局より、平成 26 年度事業計画（案）および収入支出予算（案）について資料 1 に基づき説明が行われた。

（質疑等）

なし

- ・ 議長から、議案 1 について諮ったところ、全会一致で承認された。

(2) 平成 26 年度豊橋市生活交通改善事業計画（情報提供案内板整備事業）の策定について

(3) 平成 26 年度豊橋市生活交通改善事業計画（ノンステップバス導入事業）の策定について

- ・ 事務局より、平成 26 年度豊橋市生活交通改善事業計画（情報提供案内板整備事業）の策定について及び、平成 26 年度豊橋市生活交通改善事業計画（ノンステップバス導入事業）の策定について資料 2 及び資料 3 に基づき説明が行われた。

- ・ 委員より平成 26 年度豊橋市生活交通改善事業計画（情報提供案内板整備事業）の策定について及び、平成 26 年度豊橋市生活交通改善事業計画（ノンステップバス導入事業）の策定について、参考資料 2 及び参考資料 3 に基づき説明が行われた。

（委員）

- ・ 平成 10 年の豊橋駅東口の整備の中でバスターミナルの整備と同時にバス総合案内システムが設置された。運輸省、愛知県、豊橋市、日本バス協会、愛知県バス協会、交通事業者の協力を得て設置された。

- ・ 現在の情報提供案内板は豊鉄バスが利用している。平成 10 年に設置され 15 年程度経過し、老朽化が進行している。機械式であるためモーターを動力に表示板を稼働させているが、毎月業者に修繕の依頼をしている。

- ・ 今回は情報提供案内板と併せてバスセンター壁面にディスプレイを設置する。

- ・ 情報提供案内板のカバーはそのまま使用し、中の機械式の部分のみディスプレイに変更する。

- ・ バス利用案内装置についてはホームページで活用しているシステムを使用し、利用者に対し目的地へ行くために乗車するバスを案内するシステムを使用する。

- ・野依校区に建設する特別支援学校へバス路線を延長することにより、バス車両が不足するため中型ノンステップバスを導入する。導入車両は主に豊橋市の補助対象路線で使用する。
- ・豊鉄バスの路線については高齢者の利用が多く、座席が多い車両が適しているため、ワンステップバスを中心に導入している。現在豊鉄バスが保有するバス車両はツースtepバスが20台程度あり年間4台程度ノンステップバスやワンステップバスを導入していく。豊鉄バスが保有する低床車両比率は平成32年に100%となり超低床車両比率は50%以上となる。

(質疑等)

(委員)

- ・情報提供案内板について、ノンステップバス導入事業と同様のバリアフリー新法に基づくものなのか。

(事務局)

- ・バスについてはバリアフリー新法に基づく基本方針を目標としているため、目標達成に向けた車両導入計画となっている。
- ・情報提供案内板整備事業については法令上の定めがなく、補助メニューを受けながら事業を実施する。

(委員)

- ・情報提供案内板整備事業の当該計画の中に障害者や高齢者等の円滑な乗り継ぎを可能にすることを目的とすると記載されているが、どのような点が障害者や高齢者等のために改善されるのか。

(事務局)

- ・障害者や高齢者は公共交通の乗り継ぎの情報が分かり易いものでないと理解ができないため、情報を表示する文字の大きさ等を工夫することにより移動の円滑化を図る。

(委員)

- ・情報提供案内板整備事業について点字の対応はしないのか。

(事務局)

- ・詳細については今後検討していく。

(委員)

- ・タクシーのりばの情報を掲載することは可能か。

(委員)

- ・タクシーのりばの案内については、掲示していきたい。

(委員)

- ・路面電車の情報は掲示しないのか。

(委員)

- ・路面電車の情報は掲示する。

(委員)

- ・バス利用案内装置について、目的地へ行くための最適なバスを案内するだけでなく運賃を表示できたらより便利であると考え。
- ・導入するバス車両の価格はどの程度か。

(委員)

- ・情報提供案内板の仕様については、今後検討していくので、運賃の表示は対応できると考える。

(委員)

- ・ノンステップバス導入事業について、市町村負担額が725万円と記載されているが、来年度の予算について議会の承認を得たのちに事業を実施するのか。

(事務局)

- ・今年度の議会で承認を受ける予定である。

(委員)

- ・情報提供案内板については総事業費の3分の1が国の補助額の上限となる。総事業費については見込額を記載していただいた。
- ・ノンステップバス導入事業の補助額は、国土交通省が示す車両の通常価格と購入金額の差額の2分の1が補助額の上限となる。また、10台購入すると1台分相当額となる1台あたり190万円が交付される。
- ・全国的にノンステップバスを導入する事例が多く補助申請の査定を行う可能性がある。

(委員)

- ・市の負担額はどのように算出しているのか。

(事務局)

- ・豊橋市バス運行対策費補助金交付要綱の中に、車両購入費補助金がある。補助金額は、1両につき、725万円と実費購入費から備忘価額として1円を控除した額のどちらか少ない額である。

(委員)

- ・国の補助金交付額が予算措置した金額を下回った場合、市はどのような対応をするのか。

(事務局)

- ・国の補助金交付額が見込額を下回れば、事業者負担していただくことになる。

(委員)

- ・日本バス協会にも同様の補助メニューがあるので、補助申請をし最終的にどちらの補助金を活用するのか選択すればよい。
- ・ノンステップバスについては全国一律で査定されるので補助金額が変動しやすいが、情報提供案内板は関係者や地域にとって重要性が高ければ、優先的に取り組んでいきたいと考えている

- ・議長から、議案2及び議案3について諮ったところ、全会一致で承認された。

3. 報告事項

(1) 東山バス運営協議会の取り組みについて【資料4】

- ・オブザーバーより東山バス運営協議会の取組について資料4に基づき説明が行われた。
(オブザーバー)
- ・平成25年4月に運行内容を改正した。今までは上り6便、下り6便の運行であったが25年4月以降は上り5便、下り6便の11便で運行している。パンフレットを作成し、東山町内や老人福祉センターなど8施設に配布した。
- ・東山バス運営協議会の定例会については、原則として1月に1回開催することになっているが、10月は他の行事と重なったため開催しなかった。
- ・平成25年度の支援会員は99名120口の申込みをいただいた。
- ・東部東山線運行開始5周年記念事業を平成25年9月に実施し、記念品として利用者にハンドタオルを進呈した。キャンペーンを行うことにより、利用者の増加を見込んでいたが、9月は残暑の影響から551名であった。しかし、前年度と比較すると9月の落ち込みは小さく、キャンペーンの効果はあったと考えられる。
- ・東山バス運営協議会からの案内や広告などの情報を書いたやまびこ通信を3回発行した。
- ・主なバス停7か所に情報箱を設置した。
- ・東山町内のバスを利用しない人ややまびこ号を利用していただくため、「新年お年玉企画乗って体感キャンペーン」を平成26年2月に開催した。お試し乗車券を発行し町内に配布したが、利用者は34人であった。2月は毎年利用者が落ち込むため、利用者の底上げのためにこのキャンペーンを開催したのだが、寒波の影響で利用者を集めることができなかった。しかしながら、昨年同時期と比較すると10%程度利用者が増加した。
- ・平成26年3月15日にコミュニティバス「やまびこ号」懇談会を開催した。東山バス運営協議会が主体となり、都市交通課に共催いただいた支援会員から16名参加していただき、全体で43名参加した。豊橋技術科学大学助教と「地域生活」バス・タクシー関係者の取組紹介を行ったのち、4つのグループに分かれて意見交換会を行った。有意義な意見交換ができた。

(質疑等)

なし

(2) 「地域生活」バス・タクシー実施要綱の改正について【資料5】

事務局より「地域生活」バス・タクシー実施要綱の改正について【資料5】に基づき説明が行われた。

(質疑等)

(委員)

・収支率の基準を「20%以上」から「15%以上」に改正した根拠はなにか。

(事務局)

・愛知県内のコミュニティバスのうちジャンボタクシーを使用して運行している路線の平均収支率は11.4%である。比較すると本市が設定している収支率20%以上は高い数値であるため、愛知県の数値を参考に変更を行った。

(委員)

・豊橋市内のコミュニティバスは収支率20%を達成していないのか。

(事務局)

・東部地区については20%を達成しているが、北部地区は山間部等を運行する地域特性があり、達成していない。

(委員)

・当初収支率10%以上への改正案があったが、大幅に下げることが適切ではないという考えに至った。

(委員)

・基準値を下げることにより地域運営団体のモチベーションの低下につながらないかという思い。

(委員)

・「地域生活」バス・タクシー実施要綱の今回の改正は、本格運行事業への移行及び本格運行事業の継続を基準値だけで判断はせず、地域の取組等を勘案し総合的に判断することであると思うが、恣意的な判断につながることは避けるべきであると考えている。

(事務局)

・豊橋市地域公共交通活性化推進協議会委員の合意の中で進めていくべきであると考えている。「地域生活」バス・タクシーは地域の方々の足の確保が目的であり、この目的達成のためにどのように効率的かつ合理的に地域の方々が満足できるよう事業を進めていけるかが大切である。要綱に記載されている「この要綱の施行後3年を目途に検討を加え、必要があると認める時は所要の見直しを行うものとする。」という附則に基づき、収支率の基準値を改正した。この基準値が達成できない場合でも、地域の方々が利用促進等の取組を実施していれば、委員の方の合意をえて「地域生活」バス・タクシーの取組を継続するべきであると考えている。

(委員)

・事業者は継続的に安全な運行しなければならないので、安全を考慮して事業を進めていただければと考えている。

(委員)

- ・基準値を収支率 15%以上に見直しをする際に、行政は地域運営団体と協議を行ったか。
- ・収支率 20%を達成するために地域運営団体が努力してきたことを考えると、収支率 15%への引き下げによるモチベーションへの影響は気になる。

(事務局)

・「地域生活」バス・タクシー運行経費補助金は補助金額の上限額を定めている。収支率 15%程度で運行を行うと運行経費は下がるがサービス水準は低下する。地域の方々が高いサービス水準を求めるのであれば、収入を増やし収支率を高めることにより運行経費を増額できる。このように収支率を高めることにより、地域のサービス水準を向上させることが可能な仕組みになっている。

(委員)

- ・金額だけではなく、利用者数に関する指標を設けることも考えられる。

4. その他

・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案について委員より説明が行われた。

(委員)

・平成 20 年度から国土交通省が設定した補助メニューを活用するために公共交通会議を設置している自治体が非常に多く、多くの自治体でコミュニティバスが導入された。

・法律の改正により地域公共交通網形成計画を作成していただくこととなる。施設の整備等まちづくりと一体となった公共交通の再編を行っていく。

・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正は、平成 26 年 2 月 12 日に閣議決定し、早ければ 5 月の国会で成立し、11 月に施行されることとなる。

補助金の予算は、法律の施行以降審議することになるので平成 27 年度から補助金を活用いただける。

・事務局長から閉会の挨拶があり、会議は終了した。

以上、議事の正確を証するため署名押印する。

豊橋市地域公共交通活性化推進協議会委員 (印)

豊橋市地域公共交通活性化推進協議会委員 (印)